

一般名処方加算に関する掲示

当院では、後発医薬品の推進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

当院では、後発医薬品のある医薬品について、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称で処方箋を発行すること）を行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さまに必要な医薬品が提供しやすくなります。

ご不明な点は十分にご説明いたしますので、お気軽にご相談下さい。

一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。
そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が
選択でき、患者さまに必要なお薬が提供しやすくなります。

管理部門	承認	院長	掲示期間
総務課	沖田	高野	2025.4.1 ~